

三原市教育委員会告示第6号

三原市教育委員会が管理する公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する規則により、三原市宇根山家族旅行村の候補者選定に係る公募手続きを開始するため、ここに告示する。

令和7年8月12日

三原市教育委員会教育長 安原政光

三原市教育委員会告示第6号

三原市教育委員会が管理する公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する規則により、三原市宇根山家族旅行村の候補者選定に係る公募手続を開始するため、次のとおり告示する。

令和7年8月12日

三原市教育委員会教育長 安原 敏光

1 指定を行わせる公の施設の名称及び位置

三原市宇根山家族旅行村

キャンプ場

三原市久井町吉田10385番地4

天文台

三原市久井町吉田10370番地28

2 指定管理者の指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間

3 指定管理者の要件

申請できる団体等は、次に掲げる要件にいずれにも該当する団体等であること。

(1) 団体（法人格の有無は問わないが、法律上、個人は指定管理者になることはできない）であって、事業者の場合、引き続き2年以上事業を営み、国税、県税及び市町村税等の滞納がないこと。

(2) 指定期間中、安全かつ円滑に管理運営業務を遂行できる能力を有していること。

(3) 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある場合は、その取消しの日から2年以上が経過していること。

(4) 地方自治法施行令第167条の4の規定により市における一般競争入札の参加を制限されていないこと。

- (5) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 三原市暴力団排除条例に定める暴力団員又は暴力団関係者（暴力団の活動若しくは運営に積極的に協力し、又は関与する者その他の暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者をいう。）と不適切な関係を有する者ではないこと。
- (7) 広島県暴力団排除条例第10条又は第11条の規定に違反する者ではないこと。
- (8) 市の議会の議員、市長、副市長、教育長及び行政委員会の委員が役員である法人その他の団体でないこと。
- (9) その他法令等に違反していないこと。

4 指定管理者が行う公の施設の管理の基準

- (1) 三原市宇根山家族旅行村は、自然体験活動を通して、住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進及び青少年の健全育成に寄与することを目的とする公の施設であるため、自然体験活動を通して青少年の健全育成及び利用の活性化を担う施設として、利用者のニーズを的確に捉え、公平性、透明性に配慮した管理運営を行うこと。
- (2) 施設の効用を最大限に発揮させ、効果的・効率的な管理運営により市民サービスの向上を図るとともに、管理運営費の削減に努めること。

5 指定管理者が行う公の施設の業務の範囲

- (1) 施設及び附属設備の利用の許可に関する業務
- (2) 維持管理に関する業務
- (3) 利用に関する料金の徴収に関する業務
- (4) 設置目的を発揮するための事業に関する業務
- (5) 利用者の利便性を向上させるために必要な業務
- (6) その他、市長が必要と認める業務

6 応募の期限

令和7年9月12日（金）午後5時まで

申請提出先 三原市教育委員会生涯学習課